

津 軽 地 域 森 林 計 画 書 変 更 計 画 書 (案)

(津 軽 森 林 計 画 区)

自 令 和 4 年 4 月 1 日
計 画 期 間
至 令 和 14 年 3 月 31 日

令 和 3 年 12 月 樹 立
令 和 5 年 12 月 変 更 (第 1 回)

青 森 県

目 次

1 津軽地域森林計画の変更理由	1
2 津軽地域森林計画の変更内容	2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	2
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	3
2 造林に関する事項	
（1）人工造林に関する指針	
ア 人工造林の対象樹種に関する指針	3
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
（1）森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	4
（3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	4
（5）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	4
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
（3）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	4
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	5
2 間伐面積	6
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	6

1 津軽地域森林計画の変更理由

【理由1】 令和5年10月に策定された「全国森林計画」に即して、現行計画変更（令和3年6月）以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえ、下記の事項について内容を見直しするものです。

〈主な変更内容〉

（1）森林の整備に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木の伐採（主伐）の標準的な方法について、花粉症発生源対策を加速化させる旨を追加

（2）造林に関する事項

人工造林について、花粉症対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）を植栽する旨を記載

（3）委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- ・森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針について、高度な森林資源情報の整備・活用のため、航空レーザー計測について追加
- ・林業に従事する者の養成及び確保に関する方針について、「青森県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、若年層や女性等多様な人材の就業を促進する旨を追加
- ・林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針について、地域の特性に応じた体制の整備を推進する旨を記載

（4）森林の保全に関する事項

- ・土地の形質の変更に当たって留意すべき事項について、令和5年度の全国森林計画の改正で許可が必要とされる面積が引き下げになった旨を記載
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく災害の防止について追加

【理由2】 令和5年10月に策定された「全国森林計画」に即して伐採立木材積、間伐面積及び造林面積の計画量を見直すものです。

【理由3】 つがる市において、林地開発許可を受けた開発行為の完了に伴う、転用区域の地域森林計画対象森林から除外による森林面積の減が生じたものです。

2 津軽地域森林計画の変更内容

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域【理由3】

津軽地域森林計画の対象とする森林面積は次のとおりです。

市 町 村 名		面 積(ha)	備 考
計 画 区 総 数		5 3 , 2 4 3	
中南地域県民局 地域農林水産部管内	弘 前 市	8 , 5 5 5	
	黒 石 市	5 , 6 6 3	
	平 川 市	5 , 6 7 6	
	大 鰯 町	5 , 2 5 0	
	西 目 屋 村	2 , 2 4 5	
西北地域県民局 地域農林水産部管内	五所川原市	6 , 0 0 1	
	つ がる 市	2 , 9 6 4	3.95 ha減
	鯡ヶ沢町	7 , 8 2 6	
	深 浦 町	7 , 2 2 7	
	鶴 田 町	1 1 9	
	中 泊 町	1 , 7 1 4	

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域の民有林とします。

2 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

3 地域森林計画の対象となる民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①～③までの事項の対象となります。

①森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可

②森林法第10条の7の2第1項に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出

③森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出

4 森林計画図の閲覧場所は、青森県農林水産部林政課、中南地域県民局地域農林水産部（中南管内分）及び西北地域県民局地域農林水産部（西北管内分）です。

第3 森林の整備に関する事項【理由1】

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ現地に適した方法により行うこととします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

ア～イ （略）

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木などの花粉の少ない苗木の供給体制の整備等によりその増加に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者等への普及・啓発活動を強化し、森林施業の委託を推進するものとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業体に対する経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体に対して、航空レーザ計測等により整備した森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせん等を行うことで、森林経営の受委託を推進することとします。

イ～ウ 省略

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

本県が定める「青森県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、若年層や女性等多様な人材の就業を促進するとともに、就業前に森林・林業に関する基礎的知識や技術を習得させるための研修「青い森林業アカデミー」を実施し、将来的に林業事業体等の中核となり得る現場技術者を養成します。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

素材生産業者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給でき加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切取り、盛土を行う場合は、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用、森林の現況、土地の形質の変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講じることとします。特に、再生可能エネルギーの導入拡大により増加している太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことから、開発行為の許可基準（1.0ha、太陽光発電設備の設置に伴う開発行為の場合は0.5haを超える規模で開発行為を行う場合は、青森県知事の許可が必要）の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施などに配慮するよう事業者を指導することとします。

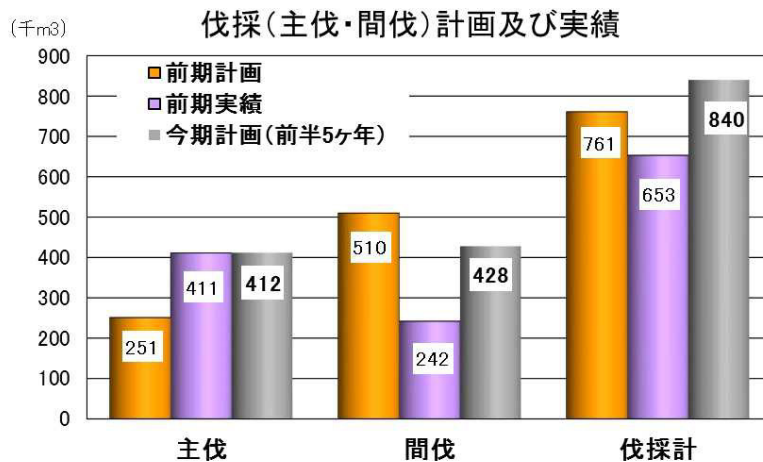
加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

第6 計画量等【理由2】

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,608	1,320	288	848	560	288	760	760	—
前半5ヶ年の計画量	840	673	167	412	245	167	428	428	—



(今期計画の考え方)

変更後の全国森林計画に即して、主伐と間伐を併せた伐採量を前期計画と比較し10%増としています。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	14,118
前半5ヶ年の計画量	7,946

(今期計画の考え方)

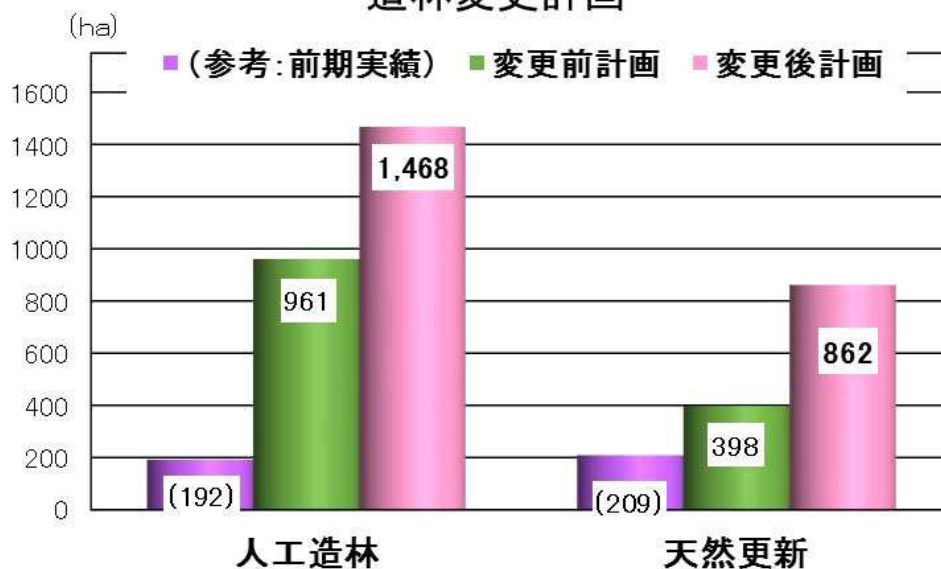
今期計画は、上記伐採立木材積（間伐）をヘクタール当たりの平均伐採材積量（間伐）で除した値としています。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,920	1,458
前半5ヶ年の計画量	1,468	862

造林変更計画



(今期計画の考え方)

変更後の全国森林計画に即して、伐採計画の増加や人工造林跡地における造林未済地の増加を考慮し、前期計画と比較し、人工造林については 53%の増としています。天然更新は実績等をふまえ、計画量を 117%増とします。



決め手は青森県産材